

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

一般事業主行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 内 容

**目標 1 所定時間外勤務の削減を図ります。**

対 策 平成 27 年 4 月～ 所属ごとの所定時間外労働時間を把握し、ノー残業デーの徹底を図ります。

**目標 2 産前産後休暇や育児休業中の健康保険料及び厚生年金保険料の免除制度や育児休業給付の制度に関する情報提供を行います。**

対 策 平成 27 年 4 月～ 関係制度の情報を調査及び整理します。  
平成 27 年 10 月～ 関係制度の情報の文書を作成し、職員に周知を図ります。

**目標 3 年次有給休暇の取得向上のため、計画年休の運用を検討します。**

対 策 平成 27 年 4 月～ 所属ごとの年次有給休暇の取得状況を把握します。  
平成 28 年度～ 年次有給休暇取得日数向上のため、計画年休の運用の検討を行います。